

# 子の氏の変更許可の申立てについて

旭川家庭裁判所

## 1 子の氏の変更とは

子が、父又は母と氏を異にする場合には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。これを子の氏の変更といいます。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときは、この子の氏の変更許可の申立てをして、家庭裁判所の許可審判を得る必要があります。なお、父母が婚姻中の場合には、家庭裁判所の許可を得ないで入籍の届出をすることができます。

## 2 申立人(申立てができる方)

子(子が15歳未満のときは、法定代理人(親権者)が子を代理します。)

## 3 申立先

子の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。

## 4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 子1人につき800円
- 郵便切手 84円×1枚

## 5 申立てに必要な書類

### ○ 申立書

子が15歳未満の場合と15歳以上の場合とで申立書用紙が異なりますので御注意ください。15歳未満の子が複数いる場合は、まとめて1通で申し立てることができますが、15歳以上の子については1人ずつ申立書を作成することになります。

### ○ 申立人(子)、入籍する父又は母の戸籍謄本(全部事項証明書)

離婚の場合、父又は母の現在の戸籍に離婚の記載がないときは、現在の戸籍謄本のほかに、離婚の記載のある改製原戸籍又は除籍の謄本が必要になります。戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 許可審判後、子や入籍先の戸籍の本籍地以外の市町村で入籍届をする場合は、これらの戸籍謄本等の添付が必要になりますので(下記6参照)、返還を希望する場合は、「各手続に共通する書式」のコーナーにある「書類返還申請書」を提出してください。

### ○ 同意書

以下の場合、次の方の同意書の提出が必要になります。

#### 【申立人が15歳未満の場合】

- ① 嫡出でない子である申立人が、認知した父の戸籍に入る場合  
入籍先の父の同意書及び入籍先戸籍に申立人と父母を異にする15歳以上の方がいる場合は、その方の同意書の提出が必要になります。
- ② 申立人が親権者でない父又は母の戸籍に入る場合  
入籍先の父又は母の同意書の提出が必要になります。
- ③ 申立人が親権者である父又は母の戸籍に入る場合  
入籍先戸籍に、親権者である父又は母のほかに15歳以上の方がいる場合は、その方の同意書の提出が必要になります。

#### 【申立人が15歳以上の場合】

入籍先の父又は母の同意書の提出が必要になります。また、入籍先戸籍に、父又は母のほかに15歳以上の方がいる場合は、その方の同意書の提出が必要になります。

## 6 許可審判後の手続

子の氏の変更を許可する審判がなされても、実際に子の氏を変更し、子の戸籍を移すためには、家庭裁判所から送付された許可審判書謄本を添付して、市町村の戸籍課で入籍届を行う必要があります。許可審判により自動的に子の戸籍が移動するわけではありませんので御注意ください。入籍届は、入籍者である子(子が15歳未満の場合は親権者)が届出人となりますので、子の本籍地又は所在地の市町村戸籍課で手続を行うこととなります。子の本籍及び入籍先の戸籍が届出先の市町村にないときは、その戸籍謄本(全部事項証明書)を添付する必要があります。詳しくは届出する市町村戸籍課にお問い合わせください。